(一)　第950号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　みいけ　(毎月1日、15日発行)　昭和47年10月16日(月)

炭労21日にまず第1波

要求は期手・救護隊・じん肺・有給休日など

ぶっつぶせ、資本の逆提案

秋闘要求、四本の柱

石炭資本 退手の引き下げたくらむ

炭労は例年にない決意をもって、「退職手当増額」「救護隊手当増額」「じん肺・せき損補償拡大」「勤労感謝日の有給休制」ーの四要求の完全獲得をめざし秋季闘争にはいったが、すでにきたる二十一日に、その第一波として二十四時間ストライキに突入する。

なお石炭資本は、去月末の第二回団交の席上、いきなり退職手当引き下げをたくらみ逆提案を行ない挑戦してきたが、この資本側の余りな態度については、三池の全労働者の間にかってない憤激が広がっている。新労も、この際三池労組と共闘すべきだ。

許せぬ資本の挑戦

秋闘要求をめぐる、炭労の対資本交渉が今からという矢先の第二回集合団交の際（去月二十九日）突然、退職金問題に関して、おどろくべき中身の逆提案を行なってきた。逆提案によれば、退職金の一引き上げどころか、逆に引き下げられる結果となるばかりでなく、労働者をいま以上に恐るべき重労働に狩り立てることになるような退職手当支給体系の改悪さえかくされていた。

とりあえず逆提案の骨組を明らかにすると、次の通りである。

おどろくべき中身

(1) 基礎賃金は、本人が退職する時の賃金日額の九三%（自己都合退職の場合は九〇%）を据え置く。

(2) その賃金日額は、退職時の前月よりさかのぼる六カ月間にわたる賃金支払い総額を、その間の暦日数で割った額として、二千五百三十円をもって頭打ちとする。（自己都合退職の場合は二千円）

(3) 賃金算定の範囲は、労働基準法にいう平均賃金を適用する。そして、公・私傷病のために長期に休業した場合、前項の六カ月間に支払われた休業補償や傷病手当（平均賃金の六〇%）などを、そのまま算定の基礎とし、さらに長期休業のため賃金水準がかわった場合、休業前の協定賃金を算定基礎とする。

資本側の逆提案を構成する骨組は、ほぼ右の通りである。

ひどい体系の改悪

こんどの資本側の逆提案は、これまで〝健保〟における本人の持ち等級を基礎にして算定してきた方式を、長く歴史的な伝統として維持してきているものを、根底から破壊することになる。

このことは、他産業の労働者の場合とは、比べものにならぬ重労働のため、いきおい肉体的な老化が早く、同時に体の健康もそれだけそこなわれやすい炭鉱労働者にとって、まさに血も涙もない、致命的な打撃を加える。

たとえば、健保等級が二十八級（これが今日の平均実績）で、勤続年数が二十五年の人の場合で、がりに公・私傷病のために前六カ月の間に、一カ月間休業したとすると、その一カ月間の退職手当算定基礎額は、平均賃金の六〇%となり、それだけ退職手当は必然的にガタ減りしてしまう。まさに大損害となる。

とにかく、退職間ぎわまですでに老令化している労働者を遠慮会釈なく重労働に狩りたて、徹底的にこきつかうことをねらったのがこんどの逆提案となっている。そのため、さらに尊い寿命を縮める結果にもなり、人道上からも当然問題にされなければならない。

炭労要求に統一を

炭労の退職手当要求については中央委員会や各指導部を通してすでに明らかにされているが、大きく見れば次の四つの骨格から成っている。

(1) 退職手当算定の基礎となる賃金日額は一〇〇%とせよ。

(2) 現行協定にもとづくすべての支給日数を、それぞれ一三%ずつ引きあげよ。

(3) 現在三十一級（二千五百三十円。自己都合退職の場合は二十七級で二千円）を算定基礎の限度としている健保等級における頭打ちを撤廃せよ。

(4) 勤続満二十年以上の定年退職者に対して、退職手当の最低額を補償せよ。（たとえば坑内夫で勤続二十年以上の人の場合、二百十万円を下まわらないようにする。ほか略）

以上が炭労の退職手当増額要求の骨組みであるが、この退職手当については、ばかりでなく、そのほかの救護隊手当増額、じん肺・せき損補償の拡大ーなどの要求を獲得するうえからいっても、まずこんど資本側が出してきた退職手当要求に対する逆提案を葬り去ること、それが先決問題となってきたわけで、この挑戦に黙っていることはすべてを放棄することにもなり、秋闘はその初めから重大な段階に突入した。

資本の逆提案による試算例

炭労の退職手当要求に対する、資本の逆提案が、いったいどれほどひどいものか、ここに試算して見る。

勤続二十五年、健保等級二十八級（現在ほぼ平均実績）という人の停年退職の場合、平均月収を六万四千円として、さてその人が前六カ月間のうちの一カ月、公・私傷病のために休業したらどうなるか？

六万四千円×五カ月＝三百二十万円。

六万四千円×〇・六（休業補償）×一カ月＝三万八千四百円。

六万四千円÷三万八千円÷百八十日（六カ月間の暦日数）＝千九百九十一円。

千九百九十一円×九三%＝千八百五十二円。

千八百五十二円×千百二十五日（基礎日数九百七十五日＋停年加算分百五十日）＝二百八万三千五百円。

以上の通りとなるが、前六カ月公・私傷病のための休業などない場合は、基礎日額が千九百八十四円なのに、休業一カ月の場合は千八百五十二円だから、百三十二円もガタ一ッと減ってしまう。まさに問題は重大だといわなければならない。

年金増額要求

【連合】総評、同盟など労働四団体代表と三木副総理の初の懇談会が十月十二日行われた。これは先の四体体代表と田中首相の懇談会で「今後とも話合いを続ける」としたことを受けて、三木副総理が政府側代表として行ったもの。席上四団体代表はともに「年金の大幅引上げが何より緊急である」と要求、三木副総理は「当然の要求である」と答えた。このほか、「労働基本権問題の解決のため公制審の審議を促進せよ」「地価対策を急げ」等の要求が出された。

本紙へ投稿を

組合員・主婦の皆さん、炭労の秋闘は重大段階にはいりました。この際、発言を強めましょう。どしどし怒りと抗議の言葉を本紙へ寄せてください。

一一・九大変災の日近つく

CO闘争対策委 すでに準備に着手

一一・九三池大変災の日も、今年で九年目を迎えるが、今年は三池CO闘争対策委員会（代表者＝市川・総評議長）が主催して、〝三池災害九周年抗議大集会〟をその日の午後一時から、大牟田市体育館で開催することになり、すでに九州各県評、各単産、福岡・熊本両県下各地評に各組合、それに社・共・公明各政党、社青同や全国のCO患者守る会、関係医師や弁護団、そのほか各関係筋に案内状を発送した。

今年はとくにCO闘争の前に、昭和四十二年九月二十八日の坑内火災の際の被災によるCO患者に対する治癒認定・補償打切りが、田中自民党政府の手で強行される局面が待ちかまえており、さらにはいま万田機能回復訓練所で訓練を受けている、十九人の経過観察補償を打切られたCO患者の首切りさえたくらまれているなど、重大な情勢が横たわっている。

このような重大な情勢のなかで開かれる〝抗議大集会〟の目は、〝労災・職業病・公害〟の闘いの波のなかで行なわれる、〝全国秋季闘争第三次統一行動日〟と重なる事実を思えば、今年の大集会のもつ意義ははかり知れぬほど大きい。

なお、〝三池CO闘争対策委員会〟は、総評・炭労・福岡ー熊本両県評・大牟田地評・荒尾地評、それに三池労組をもって構成されている。

目に見えない三井独占の支配強化のなかで、いよいよ共闘体制の前進を課題としている大地評大会。

いのちと暮らし守る闘いを強化する

大地評大会、新方針確立

〝大地評第二十回定期大会〟は去る八日労働会館で開催され、過去一年間の闘いを総括したあと、「いのちとくらしを守る闘いを強化する」ことなど、今後一年間の運動方針を確立した。

大地評大会は、①反合・反弾圧・組織強化の闘い、②いのちと暮らしを守る生活闘争の強化。③反戦・平和の闘いーの三項を重点に、次の具体的な活動方針を決定した。（おもなもの）

▼共闘体制と交流の強化。▼特別オルグ制の設置。▼職場新聞活動の拡大とサークル活動の強化。▼公害・労災・職業病追放の闘い強化。▼民主教育を守る闘い。▼高年令者そのほか各社会保障の拡大。▼反戦平和の闘いを強め、軍国主義阻止など。

大地評は発足が昭和二十五年。以来二十二年間闘ってきたその存在の意義はきわめて大きい。

発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番 ③3034
編集兼発行人 山下 開
半年間600円 送料共